

信州千曲市「みちさき案内なび」情報掲載について

信州千曲市「みちさき案内なび」は、地域ポータルサイト(スマートフォン対応アプリ、パソコンによる地域ポータルサイト)により、市民が市内の必要な情報を手軽に入手することができ、生活の利便性の向上、住みよい千曲市となることを目指し、NPO 法人エリアネット更埴が開発しました。

また、この事業は、平成 25 年度長野県地域発元気づくり支援金とエリアネット更埴の活動資金、掲載料により運営しています。

情報掲載規約

第 1 条 (適用の範囲)

本規約は、NPO 法人エリアネット更埴 (以下、乙という) が提供するインターネット上で運営する情報掲載サービスにおいて情報の掲載を希望する者 (以下、甲という) と乙との一切の關係に適用する。

また、本規約は、第 4 条に定める手続きに従って、甲が乙へ情報の掲載を申し込んだ時から、情報の掲載を終了するまで適用する。

第 2 条 (規約の変更)

乙がこの規約を変更する場合、甲に対して、書面及びメールにより通知する。

第 3 条 (本サービスの内容)

インターネット上のホームページやアプリで店舗や会社等の情報案内、宣伝広告を乙が予め準備した定型ページとして掲載するサービスである。

第 4 条 (掲載申込及び掲載契約の成立)

乙は甲が署名、捺印した掲載申込書の提出、1 年分の掲載料の納入をもって掲載申込を受け付ける。掲載契約は乙がこれを受領し承諾したときに成立する。

第 5 条 (契約期間)

本サービスの契約期間は、1 年単位とし、甲の希望により 1 年単位で更新することができる。初年度は申込月からその年度の 3 月末日までを 1 年間とし、それ以降、4 月から翌年 3 月までを 1 年間とする。

第 6 条 (掲載契約の更新と解約)

契約は、甲が 3 月末日までに翌年度の掲載料を納入することにより更新することができる。

2 甲は、年度途中においても解約することができるものとする。ただし、納入した年間掲載料は、いかなる理由をもって返還されない。

第 7 条 (掲載料)

掲載料は別に定めたとおりとし、乙が掲載料の変更をする場合、甲に事前に知らせるものとする。

2 甲は、新規契約時、契約更新時に乙に掲載料を支払うものとする。

第 8 条 (情報掲載の制限)

乙は、掲載情報又は、申込内容が以下の各号の何れかに該当し、又は、該当する恐れがあると判断した場合は、その内容を制限する。

- (1) 公序良俗に違反する場合
- (2) 事実誤認又は虚偽である場合
- (3) その他、法律に違反する場合
- (4) その他、乙が不相当と判断する場合

第 9 条 (本サービスの中断)

乙は、次の各号の何れかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく一時的に本サービスの提供の一部又は全部を中断する場合がある。

- (1) 本サービスのシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電及び天災地変などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) その他乙がやむをえないと認めた場合

第 10 条 (本サービスの中止)

乙はやむを得ない事情によりサービスを中止することがある。このとき、1 ヶ月前までに甲に通知することにより、甲に対するすべての責任を免れるものとする。

第 11 条 (情報の取り扱い)

甲が提供した情報、甲が登録した情報については甲がすべての責任を負い、乙は何らの保証も行わず、その責任を負わないものとする。

第 12 条 (著作権)

乙の提供するサービスの著作権その他知的財産権は乙に帰属するものとする。

第 13 条 (免責)

乙は甲に対して、サービス利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害、その他一切の損害について、理由の如何に問わず責任を負わないものとする。

第 14 条 (協議事項)

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた事項について甲及び乙は、誠意をもって協議し解決するものとする。

第 15 条 (規約の有効期間)

本規約は、平成 25 年 10 月 1 日より有効とする。